

## 公益社団法人全日本広告連盟「会員及び会費に関する規程」

平成23年5月17日 総会決議  
平成25年5月14日 一部改正  
平成25年12月6日 別表改定

### (目的)

第1条 この規程は、定款第6条、第7条及び第8条の規定に基づき、この法人（以下「本連盟」という。）の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会員の種別)

第2条 本連盟の会員は、次の種別とする。

- (1) 正会員 広告主、広告媒体社及び広告会社を主たる構成員とする法人又は団体で、本連盟の事業に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 本連盟の事業に賛同して特にその事業に協力する個人、法人又は団体(前項に該当するものを除く。)

### (入会手続き)

第3条 本連盟の会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書により申し込みを行い、理事会の承認を得て、正会員又は賛助会員となることができる。

### (添付書類)

第4条 理事長は、入会の申し込みを受けるにあたり、必要な書類の添付を求めることができる。

### (基準)

第5条 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

- (1) 過去に本連盟の会員であったもので、除名されたものについては、除名から2年以上経過していること。
- (2) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいものとみられる個人、法人又は団体であること。

### (通知)

第6条 理事長は、理事会において入会の可否を決定したときは、理事長が別に定める通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、入会するときに入会金100,000円及び年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。ただし、賛助会員については、年会費のみとする。

2 正会員の年会費は、別表1のとおりとする。ただし、入会した年の年会費は、別表2に定める金額に200,000円を加えた金額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会の決議により、正会員の入会した日の属する年の年会費はその半額を免除することができる。

4 賛助会員の年会費は、1口120,000円とする。

5 年会費の納付は、6月までに一括納付する方法によるほか、6月、9月、12月及び3月までにその4分の1ずつを納入する方法によることができるものとする。ただし、納期前に納めることを妨げない。

(任意退会)

第8条 退会しようとするものは、理事長が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(改正)

第9条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。ただし、入会金及び会費については、総会の決議による。

附則 (平成23年5月17日総会決議)

1 この規程は、公益社団法人全日本広告連盟の設立登記の日から施行する。

附則 (平成25年5月14日総会決議、平成25年5月14日理事会決議)

1 この規程の改正は、理事会決議の日から施行する。

附則 (平成25年12月6日総会決議)

1 この規程の別表の改定は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 (第7条第2項関係)

## 全広連年会費一覧

| 広告協会  | 会 費 (円)    |
|-------|------------|
| 全北海道  | 910,000    |
| 青 森   | 490,000    |
| 岩 手   | 400,000    |
| 仙 台   | 690,000    |
| 秋 田   | 400,000    |
| 山 形   | 380,000    |
| 福 島   | 400,000    |
| 千 葉   | 400,000    |
| 東 京   | 15,210,000 |
| 横 浜   | 580,000    |
| 新 潟   | 600,000    |
| 長 野 県 | 800,000    |
| 山 梨   | 400,000    |
| 富 山   | 500,000    |
| 金 沢   | 500,000    |
| 福 井   | 400,000    |
| 岐 阜   | 400,000    |
| 静 岡 県 | 910,000    |
| 愛 知   | 1,650,000  |
| 京 都   | 740,000    |
| 大 阪   | 3,800,000  |
| 神 戸   | 500,000    |
| 島 根   | 400,000    |
| 岡 山   | 500,000    |
| 広 島   | 1,000,000  |
| 徳 島   | 500,000    |
| 香 川   | 600,000    |
| 愛 媛   | 900,000    |
| 高 知   | 400,000    |
| 福 岡   | 1,260,000  |
| 佐 賀   | 400,000    |
| 長 崎   | 400,000    |
| 熊 本   | 510,000    |
| 大 分   | 400,000    |
| 宮 崎   | 400,000    |
| 鹿 児 島 | 500,000    |
| 沖 縄   | 500,000    |
| 合 計   | 39,730,000 |

別表2 (第7条第2項関係)

## 会員数比例部分配分表

| 会員数     | 金額(円)     |
|---------|-----------|
| 0~50    | 100,000   |
| 51~100  | 200,000   |
| 101~150 | 300,000   |
| 151~200 | 400,000   |
| 201~250 | 500,000   |
| 251~300 | 600,000   |
| 301~350 | 700,000   |
| 351~400 | 800,000   |
| 401~450 | 900,000   |
| 451~500 | 1,000,000 |
| 501~550 | 1,100,000 |
| 551~600 | 1,200,000 |
| 601~650 | 1,300,000 |
| 651~700 | 1,400,000 |
| 701~750 | 1,500,000 |
| 751~800 | 1,600,000 |